

(入札の公告)

次のとおり、一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

令和5年6月28日

羅臼町長 湊 屋 稔

1 入札に付する事項

- (1) 工事番号 管第3号
- (2) 工事名称 羅臼町温泉4号井及び5号井増掘工事
- (3) 工事場所 北海道目梨郡羅臼町湯ノ沢町
- (4) 工事期間 契約締結の翌日（閉庁日を除く）から令和6年2月20日まで
- (5) 工事概要 入札説明書による。
- (6) 分別解体等の実施の義務付け

この工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等の実施が義務付けられた工事である。

2 入札に参加する者に必要な資格

入札参加希望者は単体企業であって、要件は以下とする。

(1) 単体企業の要件

ア 発注工事に対応する令和2年羅臼町告示第21号に規定する「管工事」の資格及び建設業法（昭和24年法律第100号）における建設工事の種類ごとに定める許可を有すること。

イ 入札参加資格審査申請書等の提出期限の日から開札の時までの期間に、羅臼町の競争入札参加資格関係事務処理要綱の規定に基づく指名停止を受けていない者であること。

ウ 暴力団関係事業者等であることにより、羅臼町が行う競争入札への参加を除外されていないこと。

エ 羅臼町における「管工事」の競争入札参加資格の格付がA等級に格付されていること。

オ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始決定後の羅臼町競争入札参加資格の再審査結果を有していること。

カ 建設業法第3条第1項第2号に規定する特定建設業者又は同法第3条第1項第1号に規定する一般建設業者であること。

キ 北海道内に主たる営業所（建設業許可申請書別記様式第一号又は別紙二（2）（建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）別記様式第一号又は別紙二（2））の「主たる営業所」の欄に記載されているものをいう。）及び従たる営業所（支社・支店など）を有する者であること。

ク 過去15年間に、本工事と同種で、かつ、おおむね同規模と認められる工事を元請として施工した実績を有すること。

ケ 監理技術者又は国家資格を有する主任技術者の資格を有する者を工事に専任で配置できること。

コ 現場代理人を工事現場に専任で配置できること

サ 入札に参加しようとする者の間に資本関係及び人的関係がないこと。

### 3 入札参加資格審査申請書等の提出期間等

入札参加希望者は、制限付一般競争入札参加資格審査申請書に係る書類を添付して提出しなければならない。

#### (1) 提出期間

令和 5年 6月 28日（水）から令和 5年 7月 7日（金）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日（以下「休日」という。）を除く。）毎日午前 9 時から午後 5 時までとする。

#### (2) 提出場所

北海道目梨郡羅臼町栄町 100 番地 83  
羅臼町 建設水道課

#### (3) 提出方法

持参することとし、送付又はファクシミリによるものは受け付けない。

### 4 入札参加資格の審査

この入札は、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）第 167 条の 5 の 2 に規定する制限付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者が 2 に掲げる資格を有するかどうかの審査を行い、その結果を令和 5年 7月 14日（金）までに書面により通知する。

### 5 契約条項を示す場所

北海道目梨郡羅臼町栄町 100 番地 83  
羅臼町 建設水道課

### 6 入札執行の場所及び日時

#### (1) 入札場所

北海道目梨郡羅臼町栄町 100 番地 83  
羅臼町役場 1 階 第 1・2・3 会議室

#### (2) 入札日時

令和 5年 7月 27日（木） 13 時 30 分

#### (3) 初度の入札書提出時に工事費内訳書（以下「内訳書」という。）を持参し、提出すること。

なお、内訳書の提出がない場合や、内訳書の内容を確認する入札において、内訳書に不備等がある場合は、当該入札は無効となり、また、再度入札を行う場合にあっては、再度入札に参加できないことになるので、注意すること。

#### (4) その他

入札の執行に当たっては、支出負担行為担当者より、競争入札参加資格があることが確認された旨の制限付一般競争入札参加資格審査結果通知書の写しを提出すること。

### 7 入札保証金

(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の 100 分の 5 に相当する額以上の入札保証金又はこれに代える担保を納付すること。

(2) 入札保証金の納付の免除、納付方法は、政令第 167 条の 7 及び羅臼町財務会計規則（昭和 40 年規則第 1 号。以下「財務会計規則」という。）第 53 条の 2 から第 53 条の 5 までの定めるところによる。

### 8 契約保証金

(1) 契約を締結する者は、契約金額の 100 分の 10 に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を納付すること。

(2) 契約保証金の納付の免除、納付方法等は、政令第 167 条の 16、羅臼町財務会計規則（昭和 40 年

規則第1号。以下「財務会計規則」という。)第67条の2及び第67条の3の定めるところによる。

## 9 入札説明書等の交付に関する事項

入札説明書及び制限付一般競争入札参加資格審査申請書用紙は、次のとおり交付する。

### (1) 交付期間

令和5年6月28日(水)から令和5年7月25日(火)まで(日曜日、土曜日及び休日を除く。)毎日午前9時から午後5時まで。インターネットによる場合は、令和5年6月28日(水)から令和5年7月25日(火)まで(休日を含む。)とする。

### (2) 交付場所

北海道目梨郡羅臼町栄町100番地83

羅臼町役場 建設水道課

また、インターネットによる場合は、次のとおりとする。

「羅臼町ホームページ <http://www.rausu-town.jp/>」

### (3) 交付方法

直接交付又はインターネット交付とし、送付又はファクシミリでは行なわない。

### (4) 費用

無料とする。

## 10 送付による入札

認めない。

## 11 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、かつ、最低制限価格以上の価格のうち、最低の価格をもって入札(有効な入札に限る。)した者を落札者とする。

## 12 落札者と契約を行わない場合

落札者となった者が暴力団関係事業者等であること等の理由により、北海道警察からの排除要請があった者とは、契約を行わない。

## 13 契約書作成の要否

必要とする。

なお、この契約は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項の規定により、羅臼町議会の議決を要する事件とされているので、落札者を決定した場合は仮契約を締結し、羅臼町議会の議決を得たときは本契約を締結する。

## 14 予定価格等

(1) 予定価格 公表しない。

(2) 最低制限価格 設定している。

## 15 その他

(1) 入札の執行回数は原則2回までとする。

(2) 開札の時(落札者の決定前まで)において、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務会計規則第55条の2各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

### (3) 入札書記載金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるか

を問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(4) 消費税等課税事業者等の申出

落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。

(5) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名称 羅臼町建設水道課（電話番号 0153-87-2163）

イ 所在地 北海道目梨郡羅臼町栄町 100 番地 83

(6) この入札は、取りやめること又は延期することがある。

(7) この入札の執行は、公開する。

(8) 詳細は入札説明書による。